

中野市豊田ふるさと交流館農産物出荷者協議会会則

(目的)

第1条 中野市豊田ふるさと交流館農産物出荷者協議会会則(以下「会則」という。)は、中野市豊田ふるさと交流館農産物出荷者協議会(以下「出荷者協議会」という。)について、必要な事項を定める事とする。

(出荷者協議会)

第2条 出荷者協議会は、中野市豊田ふるさと交流館(以下「事業所」という。)農産物直売所において、地域の特色を活かした農産物や農産物加工品等の安定供給を行い、農産物及び加工品等の生産技術の向上に努めると共に会員相互の親睦と融和及び来訪者との交流促進を目指すものである。

2 出荷者協議会は、中野市豊田ふるさと交流館会員とJA北信州みゆき会員で編成し、この組織の運営にあたる。

3 特別会員は、必要に応じ、会長の要請を受け各会議に出席し指導・助言を行う。

(会員)

第3条 出荷者協議会は、一般会員(個人会員及び法人等会員)、その他会員(個人会員及び法人等会員)、特別会員で構成するものとする。

2 一般会員は、旧豊田村内に住所を有し、自ら生産又は加工している者で販売所の運営方針等に賛同するものとする。

3 その他会員は、旧中野市・近隣市町村に住所を有し、自ら生産又は加工している者で販売所の運営方針等に賛同するものとする。

4 特別会員は、次に掲げる団体等を対象とする。

- ① 中野市豊田支所地域振興課
- ② 中野市経済部売れる農業推進室
- ③ JA 北信州みゆき
- ④ 株式会社 斑尾

(事業)

第4条 出荷者協議会は、次に掲げる事業を行う。

- ① 安全・安心な農産物等を消費者に供給するための栽培履歴管理等
- ② 農産物等の生産計画及び出荷調整
- ③ 消費者等の調査及び研究
- ④ 農産物等の普及及び宣伝
- ⑤ 会員相互の資質並びに技術を研鑽するための視察及び研究会の開催及び参加
- ⑥ その他、出荷者協議会の目的を達成するための事項

(入会及び脱会)

第5条 出荷者協議会への入会・脱会等は、事務局で書類審査を行い、出荷者協議会役員会で協議し決定する。

次の事項を配慮し決定する。

- ① その他会員の入会時、一般会員の農産物等を圧迫することのないよう配慮するものとする。(品目及び品種は別表1に定める)
- ② 出荷者協議会への入会・脱会等があった場合は、株式会社斑尾豊田ふるさと交流館に報告しなければならない。

(役員)

第6条 出荷者協議会に、次に掲げる役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

役 員 8名以内(内会計1名、監事1名)

役員は、協議会会員から選出する。

次期役員候補は、現役員会にて選考し、総会で決定する。

(任期及び任務)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は防げない。

- ① 会長は、出荷者協議会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がこの職務を代理する。
- ③ 役員は、会員からの企画・要望等をまとめ協議会役員会で検討する。
- ④ 役員は、会員を統括し、適正な運営に努める。

(会議)

第8条 総会は協議会会員全員を対象に事業年度終了後に開催する。

出荷者協議会での会議は、役員会とし必要に応じて会長が招集する。また、必要に応じ目的別会議を開催するものとする。

2 総会は、出席者の過半数をもって決する。

3 協議会役員会は、役員の出席を以って成立する。

(事業年度)

第9条 出荷者協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(罰則)

第 10 条 本規約、又は、中野市豊田ふるさと交流館農産物等販売所施設運営規則に違反する者には指導・警告を行い、出荷停止を命ずることができる。また、停止処分にもかかわらず従わない者は、除名することができる。尚、これらの処分については、役員会で決定するものとする。

(事務局)

第 11 条 出荷者協議会の事務局は、協議会会長宅に置くものとする。

(その他)

第 12 条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は総会又は役員会で決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本協議会の設立初年度の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この会則の改正は、協議会において決定する。
- 4 この規約は、平成 26 年 8 月 11 日協議会役員会にて一部改正
- 5 この規約は、平成 27 年 3 月 23 日協議会役員会にて一部改正

別表 1

出荷調整品目及び品種

品 目	品 種	期 間	理 由	決 定 日	備 考
リンゴ	全品種	通年	旧豊田村の生産者会多数	26.04.01	